

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 5 号

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 2 8 年鈴鹿市規則第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。 （1） 審査機関 <u>法第14条第 1 項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 （2）・（3） 略 （4） B E L S <u>一般社団法人住宅性能評価・表示協会</u>が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。 （5） 略 （審査機関による技術的審査） 第 3 条 <u>法第29条第 1 項</u>（<u>法第31条第 2 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による	（用語の定義） 第 2 条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。 （1） 審査機関 <u>法第15条第 1 項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 （2）・（3） 略 （4） B E L S <u>一般社団法人住宅評価・表示協会</u>が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。 （5） 略 （審査機関による技術的審査） 第 3 条 <u>法第34条第 1 項</u>（<u>法第36条第 2 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による

認定の申請（以下「向上計画認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。

（計画書等の提出部数）

第4条 省令第3条第1項又は省令第4条第1項（省令第9条において準用する場合を含む。）の計画書及び省令第20条第1項又は省令第26条の申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

（添付図書）

第5条 省令第3条第1項、省令第20条第1項又は省令第23条第2項第1号の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

（1） 次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書

認定の申請（以下「向上計画認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。

2. 法第41条第1項の規定による認定の申請（以下「表示認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定申請を行う前に、当該建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて審査機関による技術的審査を受けることができる。

（計画書等の提出部数）

第4条 省令第1条第1項又は省令第2条第1項（省令第7条において準用する場合を含む。）の計画書、省令第12条第1項又は第3項（省令第14条において準用する場合を含む。）の届出書及び省令第23条第1項、省令第27条又は省令第30条第1項の申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

（添付図書）

第5条 省令第1条第1項、省令第23条第1項、省令第24条の3第2項第1号又は省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

（1） 次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書

		<u>ア 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住宅部分が含まれる場合であって、BELS評価機関によって建築物のエネルギー消費性能に関する評価を受けた場合</u>	<u>当該BELS評価機関が交付したBELSに基づく評価書（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し</u>
<u>ア 第3条の規定により向上計画認定申請を行う前に審査機関の技術的審査を受けた場合</u>	当該審査機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合している旨の適合証、適合証の写し（この場合においては、適合証を申請書の副本、適合証の写しを申請書の正本に添付して提出するものとする。）及び審査機関が技術的審査に要した図書（技術的審査を受けた旨を	<u>イ 第3条第1項の規定により向上計画認定申請を行う前に審査機関の技術的審査を受けた場合</u>	当該審査機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>法第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合している旨の適合証、適合証の写し（この場合においては、適合証を申請書の副本、適合証の写しを申請書の正本に添付して提出するものとする。）及び審査機関が技術的審査に要した図書（技術的審査を受けた旨を

	証するものに限 る。)		証するものに限 る。)
イ 向上計画認 定申請に係る 建築物が、登 録住宅性能評 価機関の評価 を受けた住宅 又は住宅の部 分を含む建築 物である場合	当該登録住宅性能 評価機関が交付した 品確法第6条第1項 に基づく設計住宅性 能評価書の写し(法 第30条第1項第1号 に基づく基準に適合 した等級の評価を受 けたものに限る。)	ウ 向上計画認 定申請に係る 建築物が、登 録住宅性能評 価機関の評価 を受けた住宅 又は住宅の部 分を含む建築 物である場合	当該登録住宅性能 評価機関が交付した 品確法第6条第1項 に基づく設計住宅性 能評価書の写し(日 本住宅性能表示基準 に基づく断熱等性能 等級4及び一次エネ ルギー消費量等級5 (法施行時に現に存 する建築物の住宅部 分にあつては、一次 エネルギー消費量等 級4又は等級5)に 適合しているものに 限る。)
エ 向上計画認 定申請に係る 建築物が、B E L S 評価機 関によって建 築物のエネル ギー消費性能 に関する評価 を受けた場合	当該B E L S 評価 機関が交付したB E L S に基づく評価書 (法第30条第1項第 1号に基づく基準に 適合した評価を受け たものに限る。)の 写し	エ 向上計画認 定申請に係る 建築物が、B E L S 評価機 関によって建 築物のエネル ギー消費性能 に関する評価 を受けた場合	当該B E L S 評価 機関が交付したB E L S に基づく評価書 (法第35条第1項第 1号に基づく基準に 適合した評価を受け たものに限る。)の 写し
エ 略	略	エ 略	略
オ 法第30条第	建築基準法第18条	カ 法第35条第	建築基準法第18条

<u>2 項（法第31条第2 項）</u>において準用する場合を含む。 ）の規定による申出を受けた場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第6条の3第1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合</u>	の2 第1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付した適合判定通知書の写し	<u>2 項（法第36条第2 項）</u>において準用する場合を含む。 ）の規定による申出を受けた場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第6条の3第1 項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合</u>	の2 第1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付した適合判定通知書の写し
		<u>キ 第3条第2項の規定により表示認定申請を行う前に審査機関の技術的審査を受</u>	<u>当該審査機関が交付した建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の適合証、適合証の写し（この場合において</u>

				<u>けた場合</u>	<u>は、適合証を申請書の副本、適合証の写しを申請書の正本に添付して提出するものとする。）及び審査機関が技術的審査に要した図書（技術的審査を受けた旨を証するものに限る。）</u>
				<u>ク 表示認定申請に係る建築物が、法第35条第2項の規定による申出を行い、認定を受けた建築物である場合</u>	<u>法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写し</u>
				<u>ケ 表示認定申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）法第54条第</u>	<u>低炭素法第54条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写し</u>

					<u>1 項に基づく</u> <u>認定を受けた</u> <u>建築物である</u> <u>場合</u>	
				<u>コ 表示認定申</u> <u>請に係る建築</u> <u>物が、登録住</u> <u>宅性能評価機</u> <u>関の評価を受</u> <u>けた住宅又は</u> <u>住宅の部分を</u> <u>含む建築物で</u> <u>ある場合</u>	<u>当該登録住宅性能</u> <u>評価機関が交付した</u> <u>品確法第 6 条第 3 項</u> <u>に基づく建設住宅性</u> <u>能評価書の写し（日</u> <u>本住宅性能表示基準</u> <u>に基づく断熱等性能</u> <u>等級 4 及び一次エネ</u> <u>ルギー消費量等級 4</u> <u>又は等級 5（法施行</u> <u>時に現に存する建築</u> <u>物の住宅部分にあっ</u> <u>ては一次エネルギー</u> <u>消費量等級 3、等級</u> <u>4 又は等級 5）に適</u> <u>合しているものに限</u> <u>る。）</u>	
				<u>サ 表示認定申</u> <u>請に係る建築</u> <u>物が、BEL</u> <u>S 評価機関に</u> <u>よって建築物</u> <u>のエネルギー</u> <u>消費性能に関</u> <u>する評価を受</u>	<u>当該BELS 評価</u> <u>機関が交付したBE</u> <u>LSに基づく評価書</u> <u>（建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準に適合</u> <u>した評価を受けたも</u> <u>のに限る。）の写し</u>	

		けた場合 シ <u>表示認定申請に係る建築物が、登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む建築物である場合</u>	<u>当該登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書の写し</u>	
(2) 代理者により<u>法第11条第1項</u>若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、<u>法第12条第2項</u>若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は<u>向上計画認定申請</u>を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類 (3) 略 2 <u>省令第3条第1項</u>（<u>省令第9条</u>において準用する場合も含む。）又は<u>省令第20条第1項</u>の付近見取図は、都市計画法（<u>昭和13年法律第100号</u>）第11条に規定する都市施設が記入されている縮尺2,500分の1の図面とす		(2) 代理者により<u>法第12条第1項</u>若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、<u>法第13条第2項</u>若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、<u>法第19条第1項前段の規定による届出、法第20条第2項の規定による通知、向上計画認定申請又は表示認定申請</u>を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類 (3) 略 2 <u>省令第1条第1項</u>（<u>省令第7条</u>において準用する場合も含む。）、<u>省令第12条第1項、省令第13条の2第3項又は省令第23条第1項</u>の付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記入されている縮尺		

る。

3 省令第3条第3項又は省令第20条第3項

の規定により市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる図書

ア 向上計画認定申請に係る建築物が、登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む建築物で、同機関が交付した住	向上計画認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

2,500分の1の図面とする。

3 省令第1条第3項、省令第23条第3項又は省令第30条第3項

の規定により市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる図書

ア <u>第5条第1項第1号の表</u> <u>のアの右欄に掲げるBELS評価機関が交付したBELSに基づく評価書の写しを添付した場合</u>	<u>省令第1条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書（BELS評価機関が交付したBELSに基づく評価を受けた住宅部分に限る。）</u>
イ 向上計画認定申請又は表示認定申請に係る建築物が、登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む建築物で、同	向上計画認定申請又は表示認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

宅型式性能認定書の写しを添付した場合	機関が交付した住宅型式性能認定書の写しを添付した場合
(2) 略 (取下げ届) 第6条 法第11条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知をした者が、当該提出又は通知に係る処分があるまでに当該提出又は通知を取り下げようとする場合は、取下げ届(第1号様式)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 2 向上計画認定申請をした者が、当該認定申請に係る処分があるまでに当該認定申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ届(第2号様式)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 3 省令第13条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請をした者が、当該申請に係る処分があるまでに当該申請を取り下げようとする場合は、第1項の取下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 4 略	(2) 略 (取下げ届) 第6条 法第12条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知をした者が、当該提出又は通知に係る処分があるまでに当該提出又は通知を取り下げようとする場合は、取下げ届(第1号様式)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 2 向上計画認定申請又は表示認定申請をした者が、当該認定申請に係る処分があるまでに当該認定申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ届(第1号様式の2)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 3 省令第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請をした者が、当該申請に係る処分があるまでに当該申請を取り下げようとする場合は、第1項の取下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。 4 略

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、向上計画認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第3号様式)により認定申請をした者に通知するものとする。

(取りやめ届)

第8条 法第31条の認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめようとする場合は、取りやめる旨の申出書(第4号様式)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 認定建築主は、省令第25条の軽微な変更をしたときは、軽微な変更届出書(第5号様式)の正本及び副本各1通を市長に届け出なければならない。

(軽微な変更に関する証明)

第9条の2 省令第13条又は省令第28条の規定により軽微な変更~~に該当している~~ことを証する書面の交付を求める者は、軽微な変更~~に該当している~~旨の証明交付申請書(第6号様式)の正本及び副本各1通に次の各

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、向上計画認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第2号様式)により認定申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、表示認定申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第3号様式)により認定申請をした者に通知するものとする。

(取りやめ届)

第8条 法第36条の認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめようとする場合は、取りやめる旨の申出書(第4号様式)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 認定建築主は、省令第26条の軽微な変更をしたときは、軽微な変更届出書(第5号様式)の正本及び副本各1通を市長に届け出なければならない。

(軽微な変更に関する証明)

第9条の2 省令第11条又は省令第29条の規定により軽微な変更~~に該当している~~ことを証する書面の交付を求める者は、軽微な変更~~に該当している~~旨の証明交付申請書(第6号様式)の正本及び副本各1通に次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 省令第5条の軽微な変更に応ずるものとして申請する場合 省令第3条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）

(2) 省令第25条第2号の軽微な変更に応ずるものとして申請する場合 省令第20条第1項又は省令第23条第2項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）

2 市長は、前項の規定による申請が省令第5条又は省令第25条に規定する軽微な変更に応ずると認めた場合は、軽微な変更該当証明書（第7号様式）により当該申請をした者に交付するものとする。

（記載事項等の変更）

第9条の3 建築主は、省令第6条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は省令第5条の軽微な変更に応ずるものとして前条第2項の規定による軽微な変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更した場合は、記載事項等変更届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

2 認定建築主は、省令第24条第1項の規定による認定の通知又は省令第25条第2号の軽微な変更に応ずるものとして前条第2項の規定による軽微な変更該当証明書の交

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 省令第3条の軽微な変更に応ずるものとして申請する場合 省令第1条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）

(2) 省令第26条第2号の軽微な変更に応ずるものとして申請する場合 省令第23条第1項又は省令第24条の3第2項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）

2 市長は、前項の規定による申請が省令第3条又は省令第26条に規定する軽微な変更に応ずると認めた場合は、軽微な変更該当証明書（第7号様式）により当該申請をした者に交付するものとする。

（記載事項等の変更）

第9条の3 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は省令第3条の軽微な変更に応ずるものとして前条第2項の規定による軽微な変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更した場合は、記載事項等変更届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

2 認定建築主は、省令第25条第1項の規定による認定の通知又は省令第26条第2号の軽微な変更に応ずるものとして前条第2項の規定による軽微な変更該当証明書の交

付を受けた建築物の工事が完了する前に、認定建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更した場合は、前項の記載事項等変更届により市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、法第30条第8項の規定に基づくときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 建築基準法第7条第1項又は同法第7条の2第1項の規定による完了検査を要する場合にあっては、検査済証の写し。ただし、法第30条第2項の規定による申出を行う場合を除く。

(3)・(4) 略

2 略

(状況報告)

第11条 法第32条の報告は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況報告書(第11号様式)により行うものとする。

付を受けた建築物の工事が完了する前に、認定建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更した場合は、前項の記載事項等変更届により市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、法第35条第8項の規定に基づくときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 建築基準法第7条第1項又は同法第7条の2第1項の規定による完了検査を要する場合にあっては、検査済証の写し。ただし、法第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。

(3)・(4) 略

2 略

(状況報告)

第11条 法第37条の報告は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況報告書(第11号様式)により行うものとする。

2 法第43条第1項の報告は、基準適合認定建築物の状況報告書(第12号様式)により行うものとする。

(改善命令) 第12条 法<u>第33条</u>の規定による改善命令は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書 (<u>第12号様式</u>) により行うものとする。 (認定の取消しの通知) 第13条 市長は、法<u>第34条</u>の規定により認定を取り消したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書 (<u>第13号様式</u>) により認定建築主に通知するものとする。 (適用除外) 第14条 第6条、第9条の2及び第9条の3の規定は、市長が法<u>第14条第1項</u>の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。	(改善命令) 第12条 法<u>第38条</u>の規定による改善命令は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書 (<u>第13号様式</u>) により行うものとする。 (認定の取消しの通知) 第13条 市長は、法<u>第39条</u>の規定により認定を取り消したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書 (<u>第14号様式</u>) により認定建築主に通知するものとする。 <u>2 市長は、法第42条の規定により認定を取り消したときは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書 (第15号様式) により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。</u> (適用除外) 第14条 第6条、第9条の2及び第9条の3の規定は、市長が法<u>第15条第1項</u>の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。
---	--

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

取下げ届

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

届出者 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

下記の事項を取り下げますので、鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第1項第3項の規定により届け出ます。

記

1 取り下げる事項

- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知
- ☐ 鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第3項の規定による申請

2 提出（申請）年月日

年 月 日

3 届出に係る建築物の位置

鈴鹿市

4 取り下げる理由

第 1 号の 2 様式を削る。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

認定申請取下げ届

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第29条第1項} \\ \text{第31条第1項} \end{array} \right)$ の規定に

より行った下記の認定の申請を取り下げますので、鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条第2項の規定により届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第30条第2項による申出をした場合）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

鈴鹿市

4 取り下げる理由

第3号様式（表）を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

（表）

鈴 第 号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

様

認定しない旨の通知書

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第30条第1項} \\ \text{第31条第1項} \end{array} \right)$ の規定による認定をしないこととしましたので、

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第7条の規定により通知します。

年 月 日

鈴鹿市長

印

1 申請年月日

年 月 日

2 申請に係る建築物の位置

鈴鹿市

3 認定しない理由

第6号様式（表）を次のように改める。

第 6 号様式（第 9 条の 2 関係）

（表）

軽微な変更該当している旨の証明交付申請書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

設計者 氏名

建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第 5 条
第 25 条第 2 号

の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けたいので、鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（以下の欄は、記入しないでください。）

受付	軽微変更該当証明書番号	決裁
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条の2関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

軽微な変更該当証明書

年 月 日付けで申請のありました軽微な変更に応当している旨の
証明について、下記のとおり建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施
行規則 $\left[\begin{array}{l} \text{第5条} \\ \text{第25条第2号} \end{array} \right]$ の軽微な変更に応当していることを認めましたので、鈴鹿
市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第9条の2第2項の
規定により証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証明書は、大切に保管してください。

第 1 1 号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況
報告書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者（認定建築主等）
住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 2 条の規定により、次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況について報告します。

1 認定建築主	住所				
	氏名				
2 代理者（設計者、施工者等）	氏名				
3 位置	鈴鹿市				
4 概要	主要用途		階数	階	
	建築面積	. m ²	構造		
	延べ面積	. m ²			
5 認定番号及び年月日	第 号 年 月 日				
6 報告事項					

第 1 2 号様式を削る。

第 1 3 号様式（表）を次のように改める。

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

（表）

鈴 第 号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

様

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 3 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

年 月 日

鈴鹿市長

印

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

鈴鹿市

4 命ずる措置

5 改善の期限

第 1 3 号様式を第 1 2 号様式とする。

第 1 4 号様式を次のように改める。

第 1 4 号様式（第 1 3 条関係）

（表）

鈴 第 号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名
様

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条の規定により、下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消しましたのでこれを通知します。

なお、これにより認定通知書は、その効力を失います。

年 月 日

鈴鹿市長 印

記

1 取り消した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号等

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

(※)

確認番号	第	号
確認年月日	年	月 日
建築主事の氏名		

(裏)

2 認定に係る建築物の位置

鈴鹿市

3 取消し理由

備考

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項の規定において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合にのみ記載されます。

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第 14 号様式を第 13 号様式とする。

第 15 号様式を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。